

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河 川 の 名 称 二級河川布辻川水系布辻川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成20年 7 月15日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置
(左 岸) 日高郡新ひだか町三石西端 1 番 1 地先から63番 1 地先まで、85番 1 地先から85番 7 地先まで
(右 岸) 日高郡新ひだか町静内春立214番地先から358番 2 地先まで、358番 2 地先から360番地先まで、静内東別358番 2 地先から84番 1 地先まで、85番 1 地先から85番 7 地先まで、85番 7 地先から74番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 75 379 39m²

目 次 ページ

告 示

- 知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 31
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (河川課) 31

告 示

北海道告示第469号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年 7 月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字幌内1003の10 (次の図に示す部分に限る。)、1001の 3、1002の 5、1002の 6
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「 次の図」 及び 「 次のとおり」 は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第470号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 7 月15日

